

中小企業組合
組合員の
ための

インボイス制度 対応ハンドブック



全国中小企業団体中央会

はじめに

令和5年10月から、消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式(以下、インボイス制度)」が開始されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

売り手としてインボイスを発行できないと販売先は消費税の負担が増えてしまうため、取引が見直されるかもしれません。また買い手としてインボイスの発行を受けられないと、自らの消費税の負担が増えるという不利益につながります。

なぜこのような懸念が生じるのか、制度の内容をよく理解し対応を検討したうえで、適切に準備を進めていくことが必要です。本書がその一助となれば幸いです。



目 次

1	消費税とインボイスの基本的理解	03
1	1 消費税の仕組み	03
2	2 インボイス制度の概要	04
2	2 免税事業者の対応・課税事業者の対応	05
1	1 免税事業者の対応	05
2	2 課税事業者の対応	07
3	3 本則課税・簡易課税	07
3	3 インボイス制度の導入準備	09
1	1 概要	09
2	2 登録申請	10
4	4 具体的な対応	12
1	1 インボイスの記載事項	12
2	2 消費税額等の端数処理	14
3	3 発行事業者の義務(売り手の留意点)	14
4	4 買い手の留意点	18
5	5 消費税の計算・納付	22
1	1 売上・仕入れにかかる消費税額の計算	22
2	2 仕入れ税額控除にかかる経過措置	24
6	6 独占禁止法等において問題となる行為(留意点)	26
7	7 特例等	27
1	1 立替金精算書等の留意点	27
2	2 代理交付・媒介者交付特例	28
8	8 組合特有の留意点	31
1	1 賦課金	31
2	2 事業分量配当金	32
9	9 参考(補助金制度)	33

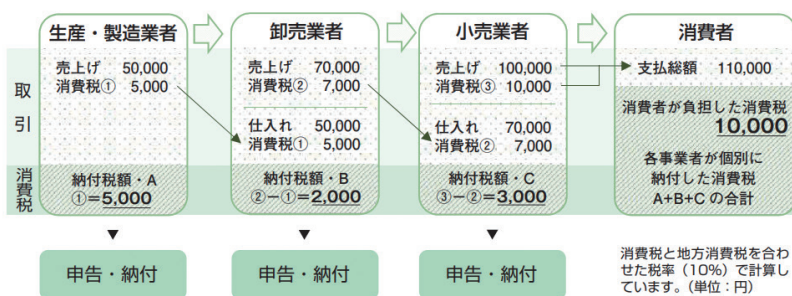
1 消費税とインボイス制度の基本的理解

1 消費税の仕組み

消費税は商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税する間接税で、間接税は税金を負担する人が直接納めず、事業者などを通じて納める税金のことをいいます。具体的には、消費税は事業者が販売する商品やサービスの価格に含まれ、最終的に商品を消費し、またはサービスの提供を受ける消費者が負担することとなります。一方、所得税や法人税などのように税金を負担する人と納める人が一致するものを直接税といいます。

国内におけるほぼすべての商品の販売、サービスの提供及び保税地域から引き取られる外国貨物を課税対象とし、取引の段階ごとに標準税率10%、軽減税率8%の税率で課税されます。

消費税の負担と納付の流れ



（国税庁資料より）

原則として、製造・卸・小売・サービスなどの各段階の事業者等が納税義務者となりますが、基準期間の課税売上高が1,000万円以下である等、次の要件をすべて満たす事業者は免税事業者となります。

- ① 設立から2年以内で、資本金の額または出資の金額が1,000万円未満
- ② 基準期間(前々年(個人)または前々事業年度(法人))の課税売上高が1,000万円以下
- ③ 前年の1～6月まで(個人)または前事業年度の開始以後6か月の期間(法人)の課税売上高および給与等支払額が1,000万円以下

2 インボイス制度の概要

インボイス(適格請求書)とは、売り手が買い手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書等の書類をいいます。

売り手である登録事業者は、買い手である取引相手から求められたときはインボイスを交付し、写しを保存しなければなりません。

買い手は仕入税額控除(2-3参照)の適用を受けるために、原則、売り手であるインボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)から交付を受けたインボイス等の保存が必要になります。

免税事業者など適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができませんが、一定の期間は経過措置が設けられています(5-2参照)。

なお、インボイスの交付に代えて、電磁的記録(インボイスの記載事項を記録した電子データ)を提供することも可能です。この場合、買い手は一定の要件を満たした方法で電磁的記録を保存することで、仕入税額控除の適用を受けることができます。

2 免税事業者の対応 課税事業者の対応

1 免税事業者の対応

自社が免税事業者のままでは、適格請求書発行事業者になることはできません。免税事業者が適格請求書発行事業者になるためには、自らの意思で課税事業者を選択し、そのうえで適格請求書発行事業者への登録申請を行う必要があります。この場合、適格請求書発行事業者の登録の効力が失われない限り、消費税の申告・納付義務が生ずることになります。

適格請求書発行事業者の登録の効果及び留意すべき事項は下表のとおりです。

● 適格請求書発行事業者の登録の効果及び留意点

登録	効果	留意点
する	インボイスを交付できる (販売先にて仕入税額控除できる)	インボイスへの対応が必要 消費税の申告・納付義務が生ずる
しない	インボイスを交付できない (販売先にて仕入税額控除できない)	販売先にて仕入税額控除できない ため、取引が見直される可能性あり

(東京国税局資料を一部加工)

免税事業者が適格請求書発行事業者(課税事業者)になるかどうかは、自社の販売先の属性により判断することがポイントとなります。すなわち、販売先が一般消費者(最終消費者)のみの場合にはインボイスは必要ではないため、自社が適格請求書発行事業者となる必要性は乏しいとい

えます。他方、販売先に事業者が含まれている場合には、当該事業者との関係性を総合的に勘案したうえで、適格請求書発行事業者になるかどうかを判断することになります。

● インボイスの交付を求められる場合

区分 (自分 to 売上先)	インボイスの 交付	理由等
B to B (課税事業者[一般課税])	求められる	インボイスの交付を受けなければ仕入税額控除を受けることができないため
B to B (課税事業者[簡易課税])	求められない	インボイスの交付を受けなくても、みなし仕入れ率による仕入税額控除が可能であるため
B to B (免税事業者)	求められない	消費税の申告をする必要がないため
B to C (消費者)	求められない	事業者でないため

(東京国税局資料より)

また、消費税の免税事業者が適格請求書発行事業者となった場合には、課税期間の消費税の納付税額を課税標準額に対する消費税額の2割とする措置(「2割特例」)が講じられることとなりました。令和5年10月1日から令和8年9月30日までの属する各課税期間において適用可能となりますが、令和5年10月1日前から課税事業者選択届出書の提出により免税事業者となれない課税期間は適用不可となります。

なお、本制度の適用を受ける場合には事前手続は特段不要で、確定申告書にその旨を付記することで足ります。【「2割特例」は令和5年度税制改正により措置】

2 課税事業者の対応

自社が課税事業者である場合にも、免税事業者と同様、適格請求書発行事業者になるかどうかを選択することとなりますが、基本的には適格請求書発行事業者になることをお勧めします。販売先が一般消費者(最終消費者)のみの場合にはインボイスを求められる可能性は低いと思われませんが、インボイスの発行を求められた際には発行できるようにしておいたほうが望ましいため、適格請求書発行事業者として登録しておいたほうがよいと考えられます。

3 本則課税・簡易課税

原則として、消費税は課税売上にかかる消費税額から課税仕入等にかかる消費税額を控除して計算します(本則課税)。また、課税仕入等にかかる消費税額を控除することを「仕入税額控除」といいます。仕入税額控除の適用が受けられなかった額が生じた場合には、その分消費税の納税額が増えることになります。

基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、課税売上にかかる消費税額に、事業区分に応じた一定の「みなし仕入率」を乗じた金額を課税仕入等にかかる消費税額とみなして計算する簡易課税制度を選択することができます。「みなし仕入率」は、6つの事業区分によって異なります。

簡易課税制度は、適用しようとする課税期間の開始日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合に適用されます。ただし、免税事業者の場合、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間については課税期間の途中でも簡易課税制度を選択することができます。

事業区分	みなし仕入率
第1種事業 卸売業	90%
第2種事業 小売業等	80%
第3種事業 建設業、製造業等	70%
第4種事業 飲食店業等	60%
第5種事業 運輸・通信業、金融・保険業、サービス業	50%
第6種事業 不動産業	40%

※2種類以上の事業を営んでいる場合は、原則として、課税売上高を事業の種類ごとに区分し、それぞれの事業区分ごとの課税売上高にかかる消費税額にみなし仕入率を乗じて計算します。

簡易課税制度を選択した場合には、課税仕入等にかかる消費税額をみなし計算により行うことができるため、実務上の負担はかなり軽減されます。ただし、仕入れや経費が多い事業者や多額の設備投資や改修工事を予定している場合には、本則課税と比べて納税額が多くなってしまうことがあるため、ご注意ください。

他方、本則課税においては、仕入や経費等を計上する都度、消費税の課非判定を行う必要があります。また、従前の単一税率から複数税率(軽減税率制度の導入)へ変わったことにより、適用税率にも注意を払う必要があります。



3

インボイス制度の導入準備

1 概要

インボイス制度は、令和5年10月1日から始まります。令和5年10月1日から適格請求書発行事業者になる場合は、令和5年9月30日までに登録申請を行う必要があります。その他、事前に準備しておくべき事項は以下の通りです。

① 売り手

・交付書類の確認

消費税法の課税売上に該当する取引についてはインボイスの交付義務が生じます。取引ごとにどのような書類を交付しているかを確認するとともに、販売先の属性についてもあわせて確認しておくといよいでしょう。販売先が一般消費者（最終消費者）のみである取引についてはインボイスを求められる可能性は低いため、例えば先方からインボイスの発行を求められた際はゴム印や手書きで対応する、といった簡易的な方法によることも想定されます。なおインボイスは、請求書・納品書・領収書・レシートなど名称は問わず、手書きでの交付も可能です。

・交付書類のインボイス化

現在交付している書類がインボイスに必要な記載事項（[4-1参照](#)）を満たしていない場合には、請求書等の様式変更および関連システムの入替や改修を検討する必要があります。

② 買い手

簡易課税制度を選択している事業者にとって特段の対応は不要ですが、本則課税である事業者は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として取引相手(売り手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要になります。免税事業者など適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れについてはインボイス制度導入後6年間は経過措置が適用され、一部の金額について仕入税額控除の適用を受けることができます(5-2参照)。なお適用を受けるためには、区分記載請求書(現行の請求書)の保存が必要になります。

以上のとおり、取引相手が適格請求書発行事業者か否かによって実務上の取扱いが異なってくるため、事前に取引相手が適格請求書発行事業者に該当するかどうかを確認しておくことが望ましいと考えます。国税庁ホームページにて適格請求書発行事業者登録を行っている事業者の情報が公表されていますので、まずはこちらを確認しておくとういでしょう(適格請求書発行事業者公表サイト <https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>)。



2 登録申請

事業者がインボイスを交付するためには、納税地を所轄する税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、適格請求書発行事業者になる必要があります。適格請求書発行事業者として登録された後、登録番号や公表情報等が記載された登録通知書が交付されます。

インボイス制度が開始される令和5年10月1日から適格請求書発行事業者になる場合には、令和5年9月30日までに登録申請を行う必要があります。

登録申請書の提出方法は、e-Tax(電子)か書面のいずれかによりますが、顧問税理士に委任している場合には、事業者での事務手続は特段不要です。

事業者自らがe-Taxにより申請する場合には、電子証明書(マイナンバーカード等)・利用者識別番号の準備が必要となります。なお、利用者識別番号は申請の際「e-Taxソフト」にて取得可能です。

登録申請書を書面で提出する場合には、所轄する税務署ではなく、納税地を管轄する「インボイス登録センター」へ郵送することとなります。

また、適格請求書発行事業者へ登録した後、以下に該当する場合には一定の手続が必要になります。

手続が必要な場合	提出する届出書
次の事項に変更があった場合 ・氏名又は名称 ・本店又は主たる事務所の所在地(法人)	適格請求書発行事業者登録簿の 登載事項変更届出書
適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書に記載した公表事項に変更があった場合	適格請求書発行事業者の公表事項の 公表(変更)申出書
登録の取消しを求める場合	適格請求書発行事業者の登録の 取消しを求める旨の届出書※
事業を廃止した場合	事業廃止届出書
法人が合併により消滅した場合	合併による法人の消滅届出書
個人事業者が死亡した場合	適格請求書発行事業者の死亡届出書

※「消費税課税事業者選択届出書」を提出した事業者が免税事業者に戻るためには、「消費税課税事業者選択不適用届出書」の提出もあわせて必要です。

4 具体的な対応

1 インボイスの記載事項

従来の区分記載請求書の記載事項に加え、下線箇所が追加の記載事項となります。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

インボイスは、上記必要事項が記載されたものであれば請求書・納品書・領収書・レシート等、名称は問わず、手書きであっても構いません。

<区分記載請求書(現行)> ~令和5年9月

請求書

〇〇株式会社 株式会社△△

●年■月分

■月▲日	割りばし	550円
■月▲日	牛 肉 ※	5,400円
合 計		43,600円
		(10%対象 22,000円)
		(8%対象 21,600円)

※は軽減税率対象

【記載事項】

① 請求書発行事業者の氏名又は名称

② 取引年月日

③ 取引の内容(軽減税率の対象品目である旨)

④ 税率ごとに区分して合計した対価の額

⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

<インボイス> 令和5年10月~

請求書

〇〇株式会社 株式会社△△(T.1234...)

●年■月分

■月▲日	割りばし	550円
■月▲日	牛 肉 ※	5,400円
合 計		43,600円
10%対象 22,000円		内税 2,000円
8%対象 21,600円		内税 1,600円

※は軽減税率対象

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

① 登録番号
《課税事業者のみ登録可》

② 適用税率

③ 税率ごとに区分した消費税額等

(国税庁資料より)

簡易インボイスは「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」の記載は不要です。また、「適用税率」が「税率ごとに区分した消費税額等」のいずれか一方が記載されていれば構いません。

2 消費税額等の端数処理

インボイスに記載すべき消費税額等については、税率ごとに区分して消費税額等の端数処理を行います。したがって、税率ごとに区分した消費税額等に1円未満の端数が生じる場合には、一つのインボイスにつき、税率ごとに1回の端数処理を行います（ただし、個々の商品ごとに端数処理を行うことは認められません）。

なお、端数処理の方法は任意です（切上げ・切捨て・四捨五入など）。

3 発行事業者の義務（売り手の留意点）

売り手である適格請求書発行事業者には、以下の義務が生じます。

① インボイスの交付義務

課税資産の譲渡等を行った際、買い手から求められた場合にはインボイスを交付しなければなりません。なお、インボイスの交付に代えて電磁的記録を提供することも可能です。

ただし、下記の取引については実務上インボイス等を交付することが困難なため、インボイス等の交付義務が免除されます。

・公共交通機関による旅客の運送（3万円未満）

船舶、バスまたは鉄道による旅客の運送が対象となります。金額の判定は、1回の取引の税込価額が3万円未満かどうかによります。

・出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売

出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限られ、農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場、都道府県知事の認定を受けた地方卸売市場などがこれに該当します。

・生産者が農業協同組合等に委託して行う農林水産物の販売

出荷した農林水産物について、売値・出荷時期・出荷先等の条件を付けずに販売を委託する場合(無条件委託方式)、かつ一定の期間における農林水産物の譲渡にかかる対価の額を、その農林水産物の種類・品質・等級その他の区分ごとに平均した価格をもって算出した金額を基礎として精算する場合(共同計算方式)で、生産者を特定せずに行う販売に限られます。

なお、農業協同組合法に規定する農業協同組合や農事組合法人のほか、水産業協同組合法に規定する水産業協同組合、森林組合法に規定する森林組合および中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合や協同組合連合会が、これに該当します。

・自動販売機等により行われる販売(3万円未満)

代金の受領と資産の譲渡等が自動で完結する機械装置が対象となります。具体例は、下記のとおりです。

対象となるもの	対象とならないもの
・自動販売機による飲食料品の販売 ・コインロッカーやコインランドリー等によるサービス ・金融機関のATMによる手数料を対価とする入出金サービスや振込サービス	・小売店内に設置されたセルフレジを通じた販売 ・コインパーキングや自動券売機 ・ネットバンキング

・郵便切手類のみを対価とする郵便、貨物サービス(郵便ポストに差し出されたものに限られます)

② 返還インボイスの交付義務

返品や値引き等の売上げにかかる対価の返還等を行った場合(税込1万円以上)には、買い手に対して返還インボイスを交付しなければなりません。なお、返還インボイスの交付に代えて電磁的記録を提供することも可能です。返還インボイスの記載事項は次のとおりです。なお、同一の事業者に対してインボイスと返還インボイスを交付する場合はそれぞれの必要事項を一枚の書類にまとめて記載することも認められます。

【1万円未満の返還インボイスの交付義務免除は令和5年度税制改正により措置】

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号

② 売上げに係る対価の返還等を行う年月日および対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日(月単位や一定の期間の記載でも構いません)

③ 売上げに係る対価の返還等の基となる取引内容

④ 税率ごとに区分して合計した金額

⑤ 税率ごとに区分した消費税額等または適用税率

既に行った課税資産の譲渡等の対価の額にかかる値引きの際は、返還インボイスの交付にて対応しますが、例えば出精値引きなどこれから行う値引きの際は、課税資産の譲渡等の対価の額から直接減額して処理することとなり、インボイスには値引き後の対価の額にかかる消費税額等の記載が必要となります。また、標準税率及び軽減税率対象の取引を同時に行う場合の出精値引きについては、値引額を資産の譲渡等の価額の比率により按分し、適用税率ごとに区分する必要があります。

③ 修正インボイスの交付義務

交付した当初のインボイスの記載事項に誤りがあった場合、買い手に対して修正インボイスを交付しなければなりません。

この場合、誤りがあった記載事項を修正し改めて記載事項のすべてを記載したものを交付する方法や、当初に交付したものととの関連性を明らかにし、修正事項を明示したものを交付する方法などによります。

【例】

(誤りのある適格請求書)

請求書「4月分」
〇年〇月〇日
●●(株)御中
(株)△△
登録番号: T123...

月	日	商品	売上金額 (税抜)
4	3	菓子	※ 5,900
	4	酒	30,000
	7	菓子	※ 30,000
...	...	...	...
合計		売上金額	消費税額等
8%対象		100,000円	8,000円
10%対象		100,000円	10,000円

※は軽減税率対象

正しくは、売上金額110,000円
消費税額 11,000円



修正事項のみを明示

《修正事項の通知》
〇年〇月×日
●●(株)御中
(株)△△

〇年〇月〇日付4月分請求書について、下記のとおり誤りがありましたので、修正いたします。

関連性を明記

正	合計	売上金額	消費税額等
10%対象		110,000円	11,000円

誤

合計	売上金額	消費税額等
10%対象	100,000円	10,000円

(注)当初の適格請求書と合わせて保存願います。

修正箇所



(国税庁資料より)

④ 写しの保存義務

交付したインボイス等の写し(または電磁的記録)の保存義務が生じます。これらについては、交付した日または提供した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、保存しなければなりません。

交付したインボイス等の写しは、交付した書類そのものを複写したもののほか、インボイス等の記載事項が確認できる程度の記載がされているもの、例えば複数のインボイスの記載事項にかかる一覧表や明細表などでも構いません。

4 買い手の留意点

① 仕入税額控除の適用要件

原則として、一定の事項が記載された帳簿及びインボイス等につき、課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間の保存が仕入税額控除の要件となります。

ただし、消費税の課税売上高が年1億円以下の事業者等は令和11年9月30日までの取引に限り、支払対価が1万円未満であれば一定事項記載の帳簿保存のみで仕入税額控除が可能です。【令和5年度税制改正により措置】

なお簡易課税制度を選択している場合、インボイス等の保存は仕入税額控除の要件ではありません。

また売り手から交付されたインボイス等によることが一般的ですが、買い手が作成した仕入明細書等で相手方の確認を受けたものを保存することでも仕入税額控除を適用することが可能です。仕入明細書の記載事項は、以下のとおりです。

- ・仕入明細書等の作成者の氏名又は名称
- ・課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
- ・課税仕入れを行った年月日
- ・課税仕入れの内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ・税率ごとに区分して合計した支払対価の額及び適用税率
- ・税率ごとに区分した消費税額等

② 帳簿の記載事項

消費税の本則課税である事業者は、消費税等の申告を行うために税率ごとに区分して記帳するなどの区分経理を行う必要があります。なお仕入税額控除を適用するために必要な帳簿の記載事項は、次のとおりです（従前からの変更点なし）。

- ・課税仕入れの相手方の氏名又は名称

相手方が特定できれば、屋号・省略名・取引先コードなどの記載でも構いません。

- ・課税仕入れを行った年月日

- ・課税仕入れに係る資産又は役務の内容

請求書等に記載されている取引内容をそのまま記載することは不要です。記載内容から軽減税率の対象となるか否かが明確になっていれば構いません。

- ・課税仕入れに係る支払対価の額

③ 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

インボイス等の交付を受けることが困難である等の理由により、下記の取引については一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。この場合、帳簿の記載事項に関して通常必要な記載事項に加え、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるいずれかの仕入れに該当する旨の記載が必要になります。

なお現行では、3万円未満の課税仕入れや請求書等の交付を受けられないやむを得ない理由がある場合には、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められますが、インボイス制度導入後は認められなくなりますのでご留意ください。

- ・公共交通機関特例の対象としてインボイスの交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- ・簡易インボイスの記載事項が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引
- ・インボイスの交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等
- ・インボイスの交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス(郵便ポストに差し出されたものに限りです。)
- ・従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等(出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当)

④ 請求書や領収書が交付されない場合

例えば家賃を口座振替で支払っている場合など、取引の都度、請求書や領収書が交付されない取引が想定されます。

インボイスとして必要な記載事項は、一の書類だけで全てが記載されている必要はなく、複数の書類で記載事項を満たせばそれらの書類全体で適格請求書の記載事項を満たすことになりますので、インボイスの記載事項の一部が記載された契約書と通帳や銀行が発行した振込金受取書(課税資産の譲渡等の年月日の事実を示すもの)を併せて保存することにより、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

⑤ 見積額で仕入税額控除を行う場合

課税期間の末日までに支払対価の額が確定せずに見積額で仕入税額控除を行う場合、見積額が記載されたインボイスの交付の有無により以下の取扱いとなります。後日確定した対価の額が見積額と異なるときは、その確定した日の属する課税期間における課税仕入れに係る支払対価の

額に差額を加減算します。

・見積額が記載されたインボイスの交付を受ける場合

交付されたインボイスを保存することで見積額による仕入税額控除が認められます。その後、確定額が見積額と異なる場合には確定額が記載されたインボイスの交付を受けたうえで、これを保存する必要があります。

・見積額が記載されたインボイスの交付を受けられない場合

電気・ガス・水道水の供給のような適格請求書発行事業者から継続して行われる取引等については、見積額が記載されたインボイスの保存がなくてもその後、金額が確定したときに交付されるインボイスを保存することを条件として、課税仕入れを行う事業者が課税期間の末日の現況により適正に見積もった金額で、仕入税額控除を行うことができます。



5

消費税の計算・納付

1 売上・仕入にかかる消費税額の計算

令和5年10月1日以降も、売上税額から仕入税額を控除するといった消費税額の計算方法は従来と同様です。売上と仕入を税率ごとに区分して税額計算を行います。

① 売上税額

・原則(割戻し計算)

税率ごとに区分した課税期間中の課税資産の譲渡等の税込価額の合計額に、110分の100(軽減税率の対象となる場合は108分の100)を掛けて税率ごとの課税標準額を算出し、それぞれの税率(7.8%又は6.24%)を掛けて売上税額を算出します。

・特例(積上げ計算)

相手方に交付したインボイス等を保存している場合には、課税期間中のこれらの書類に記載した消費税額等の合計額に100分の78を掛けて算出した金額を売上税額とすることができます。なお、売上税額を積上げ計算により計算する場合には、仕入税額も積上げ計算により計算しなければなりませんので、ご注意ください。

② 仕入税額

・原則(積上げ計算)

相手方から交付を受けたインボイス等に記載されている消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額に、100分の78を掛けて仕入税額を算出します。もしくは課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10(軽減税率の対象となる場合は108分の8)を乗じて算出した金額を仮払消費税額等などとし帳簿に記載(計上)している場合は、その金額の合計額に100分の78を掛けて算出する方法も認められます。いわゆる税抜経理を採用している事業者がこれに該当します。

なお、免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置を適用する場合も同様に積上げ計算により計算する必要がありますが、本経過措置の適用を受ける課税仕入れを区分して管理し、課税期間の中途や期末において当該区分した課税仕入れごとに計算する方法も認められます。

・特例(割戻し計算)

課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額を税率ごとに合計した金額に、110分の7.8(軽減税率の対象となる場合は108分の6.24)を掛けて算出した金額を仕入税額とします。いわゆる税込経理を採用している事業者はこちらを選択することが想定されますが、売上税額を積上げ計算によっている場合には認められませんので、ご注意ください。

なお、免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置を適用する場合には、課税期間中に行った本経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額の合計金額に、110分の7.8(軽減税率の対象となる場合は108分の6.24)を乗じて算出した金額に一定割合(後述)を乗じて算出します。

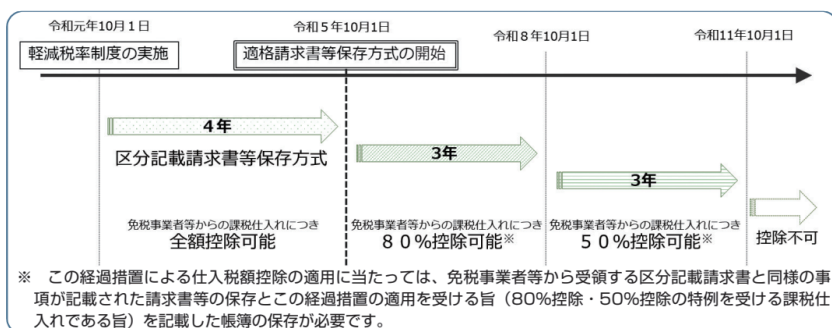
上記税額計算の組合せをまとめると下表のとおりになります。売上税額を原則通り割戻し計算によっている場合には、仕入税額の計算方法はすべて選択可能となります。

仕入税額の計算方法			
		積上げ計算	割戻し計算
売上税額の 計算方法	割戻し計算	○	○
	積上げ計算	○	×
	併用	○	×

2 仕入税額控除にかかる経過措置

免税事業者や消費者など適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、インボイス等の交付を受けることができず、仕入税額控除を行うことができません。

ただし、インボイス制度開始後一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。



(国税庁資料より)

また経過措置の適用を受けるためには、帳簿上、区分記載請求書等保存方式の記載事項に加え、例えば「80%控除対象」など経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載が必要となります。あわせて、区分記載請求書等の保存が必要です。



6

独占禁止法等において 問題となる行為(留意点)

課税事業者になるよう要請すること自体は独占禁止法上問題になりませんが、それにとどまらず課税事業者にならなければ取引価格を引き下げる、それにも応じなければ取引を打ち切るなどと一方的に通告することは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。また課税事業者となるに際し、価格交渉の場において明示的な協議なしに価格を据え置く場合も同様ですので、留意する必要があります。

独占禁止法等において、以下のような行為は問題となります。

- ① 取引対価の引下げ
- ② 商品・役務の成果物の受領拒否等
- ③ 協賛金等の負担の要請等
- ④ 購入・利用強制
- ⑤ 取引の停止
- ⑥ 登録事業者となるような懲罰等

※ 上記において独占禁止法上問題となるのは、行為者の地位が相手方に優越していること、また免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念して、行為者による要請等を受け入れざるを得ないことが前提となります。

詳細は、以下の公正取引委員会のホームページ等をご参照ください。

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice/invoice_gaiyou.pdf

(インボイス制度への対応に関するQ&Aについて(概要))



7 特例等

1 立替金精算書等の留意点

いわゆる組合の共同購買事業(組合員が必要とする資材等を組合がまとめて購入し、組合員に供給)がこれに該当します。

立替払が行われた場合、インボイスとあわせて立替金精算書等の保存が求められます。

具体的には、立替払に係る「インボイスのコピー」や「立替金精算書等」の作成・交付・保存という対応が必要です。

例えば、組合・各組合員・外部事業者の三者間において、組合が各組合員の費用を立替払し、後日各組合員と精算する場合、通常であれば外部事業者からは組合宛のインボイスが交付されます。

各組合員が仕入税額控除を行うには、組合宛ではなく各組合員宛のインボイスが必要となります。よって組合は各組合員に対し、組合宛のインボイスの写しに加え、立替金精算書等を作成・交付する必要があります。各組合員はこれら書類の保存をもって、課税仕入れに係る請求書等の保存があるものと取り扱われます。

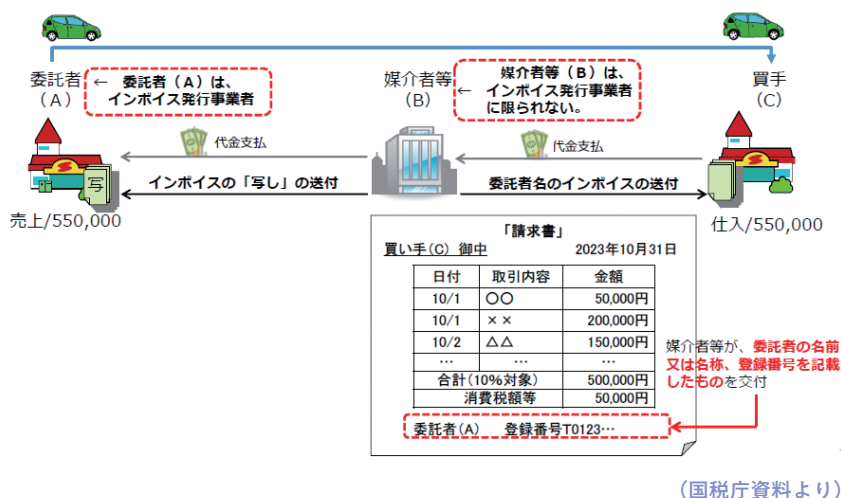
ただし、各組合員へ交付するインボイスの写しが大量になるなどの事情により写しの交付が困難な場合には、組合がインボイスの原本を保存し各組合員に立替金精算書等を交付することで、各組合員は立替金精算書等の保存をもって仕入税額控除を行うことができます。組合が作成する立替金精算書等のみが交付される場合には外部事業者の登録番号を明記するなど、立替金精算書等のみでインボイスの必要事項を満たす必要があります。

2 代理交付・媒介者交付特例

いわゆる組合の共同販売事業（組合員が組合に販売委託）がこれに該当します。

委託販売の場合、購入者に対して課税資産の譲渡等を行っているのは委託者であるため、本来的には委託者が購入者に対してインボイスを交付しなければなりません。しかしながら実務上の事務負担等を考慮し、受託者が委託者を代理して委託者の氏名又は名称及び登録番号を記載したインボイスを、相手方に交付することも認められます。これを代理交付といいます。

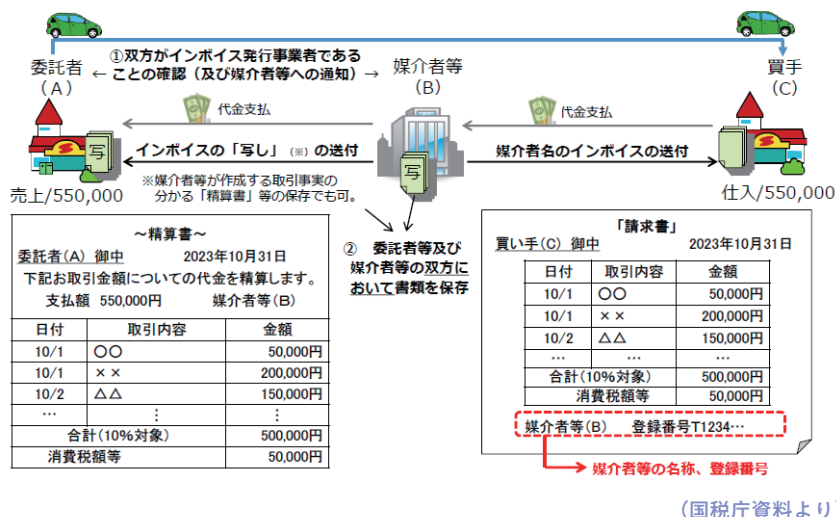
● 代理交付のイメージ



また、委託者及び受託者が適格請求書発行事業者であり、かつ委託者が受託者に自己が適格請求書発行事業者の登録を受けている旨を事前に通知している場合には、媒介または取次ぎを行う者である受託者が、委

託者の課税資産の譲渡等について自己の氏名又は名称及び登録番号を記載したインボイスを、委託者に代わって購入者に交付することができます。これを媒介者交付特例といいます。

● 媒介者交付特例のイメージ



(国税庁資料より)

なお、受託者は委託者に対してインボイスの写しの交付義務がありますが、複数の委託者の商品を販売した場合や多数の購入者に対して日々適格請求書を交付する場合などの理由によりインボイスの写しを交付することが困難な場合には、インボイスの写しとの関連性を明らかにした精算書等を交付することも認められます。この場合、受託者は当該精算書等の写しを保存することになります。精算書等には、インボイスの記載事項のうち「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率」「税率ごとに区分した消費税額等」など委託者の計算に必要な事項を記載する必要があります。

また、受託者が複数の委託者から委託を受けた際に委託商品を同一先に販売した場合は、1枚のインボイスにより交付を行うことが可能です。この場合、インボイスの記載事項である課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額は委託者ごとに記載し、消費税額等の端数処理についても委託者ごとに行うことが原則となります。ただし、受託者が交付するインボイス単位で複数の委託者の取引を一括して記載し、消費税額等の端数処理を行うことも認められます。



8 組合特有の留意点

1 賦課金

一言で賦課金といっても、いろいろな種類が存在します。他方、消費税法上の取扱いとして「事業として対価を得て行う資産の譲渡又は貸付け並びに役務の提供」に該当するか否かによって課税されるかどうか判定されます。したがって賦課金の内容によって消費税の取扱いは異なり、具体的には下記のとおり判断されます。

賦課金のうち均等割によるものは、組合の継続運営のための通常会費としての性質を有しています。すなわち、協同組合が組合員に対して行う役務の提供との間に対価関係があるとは一般的に認められないため、資産の譲渡等の対価には該当しません。したがって消費税の不課税取引に該当し、インボイスの対応は不要です。

他方、差等割に該当する賦課金について、例えば面積割の場合には各組合員の利用面積に応じて計算されるものであり、各組合員が組合所有の建物を利用するにあたっての対価として性質を持っていると考えられます。すなわち、協同組合が組合員に対して行う役務の提供との間に対価関係があると認められるため、資産の譲渡等の対価に該当します。したがって消費税の課税取引に該当し、インボイスの対応を検討する必要があります。

2 事業分量配当金

事業分量配当金(利用分量配当金)は、内容に応じて次の2パターンに分けられます。

①計算の基礎となった取引が課税仕入れである場合

手数料の支払額や商品の購入額など、事業分量配当金の金額の計算の基礎となった取引が課税仕入れである場合については、売上げに係る対価の返還等に該当します。

したがって、支払った協同組合にとっては売上げに係る対価の返還等に該当するため、返還インボイスの対応が必要になります。

②計算の基礎となった取引が非課税仕入れである場合

保険料や利息の支払額など、事業分量配当金の金額の計算の基礎となった取引が非課税仕入れである場合については、非課税取引に該当します。すなわち、この場合はインボイスの対応は不要となります。



9

参考(補助金制度)

インボイス制度の開始に伴って会計ソフトや受発注システム等の導入・改修が必要となる事業者への支援や、免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受ける場合の環境変化への対応を支援するための補助金制度が用意されています。

I T補助金(デジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型))

インボイス対応も見据えた企業間取引のデジタル化を推進することを目的として、中小企業・小規模事業者等が導入する会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトの経費の一部が補助されます(デジタル化基盤導入類型では、令和4年度第2次補正予算において補助下限額を撤廃)。

類型名	デジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型)			
ツール名	ITツール		PC等	レジ等
補助額	～ 50万円以下 (下限を撤廃)	50万円超～ 350万円	～ 10万円	～ 20万円
補助率	3/4以内	2/3以内	1/2以内	
対象経費	・ソフトウェア購入費 ・クラウド利用費(クラウド利用費最大2年分) ・ハードウェア購入費 ・導入関連費(ソフトウェアの更新等保守サポート費含む)			

(中小企業庁作成資料より)

詳細は、事務局のホームページをご参照ください。

<https://www.it-hojo.jp/>



小規模事業者持続化補助金

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的として、小規模事業者等が取り組む販路開拓等の取組の経費の一部が補助されます(免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者(インボイス転換事業者)に対し、令和4年度第2次補正予算において、すべての申請枠で補助上限を一律に50万円上乘せ)。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	100万円 (50万円)	2/3以内 (成長・分配強化枠 の一部の類型にお いて、赤字事業者 は3/4以内)
成長・分配強化枠 (賃上げや事業規模拡大の取組)	250万円 (200万円)	
新陳代謝枠 (創業や後継ぎ候補者等の新たな取組)	250万円 (200万円)	

()内の補助上限額は、インボイス転換事業者以外が申請した場合
(中小企業庁作成資料より)

詳細は、事務局のホームページをご参照ください。

<https://r3.jizokukahojokin.info/> (商工会議所地区)

https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/ (商工会地区)



商工会議所地区



商工会地区

中小企業組合・組合員のための インボイス制度対応ハンドブック

2023年3月発行

監修:税理士法人アフェックス

発行:全国中小企業団体中央会

〒104-0033 東京都中央区新川1-26-19

<https://www.chuokai.or.jp/>

本書は、2023年1月時点で信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性を保証するものではありませんので、ご了承ください。

中小企業組合
組合員の
ための

インボイス制度 対応ハンドブック

